

情報倶楽部

2023年10月

No. 270

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

10月1日に登録通知が未達の場合の対応

[0023008-044.pdf \(nta.go.jp\)](#)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023008-044.pdf>

消費税

★ 適格請求書の登録申請をしましたが登録番号の通知が届かない場合

Q. インボイスの登録申請手続きを行いました、まだ通知が来ません。どうしたらいいですか？

A. インボイスの登録申請手続きを令和5年9月30日までに行ったけれど、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかったという場合の売り手側の対応方法等には、次のようなことが考えられます。

①事前にインボイスの交付が遅れる旨を取引先に伝え、通知後にインボイスを交付する。

例えば請求書、領収書に「登録番号申請中」と記載すると良いでしょう

②取引先に対して、通知を受けるまでは、登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す。

先に渡している請求書、領収書と差し替えるか、相手に登録番号を通知する。

③取引先に対して、通知を受けるまでは、登録番号のない請求書等を交付し、その請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する登録番号を書類やメール等でお知らせをする。

なお、令和5年10月1日からインボイス制度が開始されますが、必ずしも10月1日以降に交付する請求書等からインボイスに対応しなければならない訳ではありません。

具体的には、10月以降に行う取引について、インボイスを交付することとなりますので、例えば、10月締め(10月1日から10月31日)の取引を11月に請求する場合には、11月に交付する請求書等からインボイスに対応することとなります。

9月末締めの請求書を10月に交付する場合は、インボイスの記載がなくても良いこととなります。

★ 小売業者で登録番号の通知がない場合

Q. 小売業をしています。インボイスの登録申請手続きを行いました。まだ通知が来ません。どうしたらいいですか？

A. 小売業等のように不特定かつ多数の者に対して事業を行う場合には、事後にインボイスを交付する等の対応が困難な場合があると考えられます。そのため、小売店などを営む事業者が、不特定かつ多数の方に登録番号のないレシート等を交付している場合、売手は、事前に、インボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店頭にてお知らせした上で、例えば次のように対応することが考えられます。

①事業者のHP等において「弊社の登録番号は『T1234…』となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日（通知を受けた日）までの間のレシート等をお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを印刷するなどの方法により、レシート等と併せて保存してください」と掲示する。

②買手側から電話等を受け、その際に登録番号をお知らせし、買手側においてその登録番号の記録とレシート等を併せてインボイスとして保存してもらう（これにより、買手は仕入税額控除を受けることができます。）。

領収書を受け取った方への配慮として、「登録番号申請中」と記載と領収書に渡すべきでしょう。

★ 登録番号の記載がない請求書を受領した場合

Q. 登録申請手続きをしたがまだ登録番号の通知がないという得意先から、登録番号の記載のない請求書を受領しました。どうしたらいいですか？

A. 登録番号のない請求書等を受領した事業者（買手）は、申告期限後に記載事項を満たすインボイスを受領する又は登録番号の知らせを受けることとなった場合であっても、**事前に売手からインボイス発行事業者の登録を受ける旨の連絡等があったときは**、登録番号のない請求書等に記載された金額を基礎として、仕入税額控除を行うこととして問題ないとされています。

ただし、**この場合には、事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要となります。**

なお、事後的にインボイスの交付等を受けることができなかつた場合には、仕入税額控除を行った翌課税期間において、本来の控除税額との差額を調整することになります。

ちなみに、基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能とされています（少額特例）ので、この少額特例の適用対象となる買手においては、こうした課税仕入れについて上記のような対応は必要ありません。

事業者は受領する領収書等に登録番号の記載があるかないかを確認して、相手に確認しておくことをお勧めいたします。

★ インボイスの交付時期

Q. インボイスは、いつから交付しなければなりませんか？

A. 令和5年10月1日からです。

適格請求書発行事業者は、令和5年10月1日以後の取引から、相手方(課税事業者に限る)の求めに応じ、適格請求書を交付しなければなりません。

したがって、令和5年10月1日をまたぐ取引に係る請求書は、登録日前の課税資産の譲渡等に係るものと登録日以後の課税資産の譲渡等に係るものとに区分するなどの対応が必要となります。

ただし、登録日が令和5年10月1日である場合は、買手において登録日前後の課税仕入れがいずれも仕入税額控除の対象となることから、登録日前後の課税資産の譲渡等を区分することなく請求書に記載して交付することが認められます。

なお、次の取引については、適格請求書の交付義務が免除されています。

- ① 3万円未満の公共交通機関(鉄道やバス等)による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売
- ③ 生産者が農業協同組合や漁業協同組合等に委託して行う農林水産物の販売
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス

★ インボイス制度開始後に登録を取り消す場合

Q. インボイス制度開始後に登録を取り消すには、どうしたらいいですか？

A. インボイス制度開始後にインボイス発行事業者の登録を取り消そうとする場合は、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに取消届出書を提出しなければならず、同日の翌日以後に提出した場合は、翌々課税期間の初日からの取消しになりますので、注意してください。

令和6年1月1日から取り消す場合は、その15日前の日の12月17日までに登録取消届出書を提出することになります。

なお、郵送で届出書を提出する場合は、発信主義を(取下げ書は到達主義)採用していますので、郵便物等に12月17日までの日付印が押されていけば受け付けられます。

また、免税事業者が登録申請の経過措置(登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中である場合には、登録申請に関する経過措置の適用により、消費税課税事業者選択届出書を提出しなくても、登録を受けることが可能)を適用して課税事業者を選択せずに登録申請書のみで登録を受けて課税事業者となった場合は、取消届出書を提出する手続きは同じですが、登録日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、基準期間の課税売上高にかかわらず、納税義務が免除されないため、この点にも注意しておいてください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-04.pdf>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/04.htm>